

新井宿

新井宿はもと荒藪宿とも書き、古歌には荒藪が崎又は荒藪が磯などゝ詠まれ、昔は海岸に沿ひて不入斗より大森、羽田地方を望み、風景絶佳の土地なりしも、當時淺洲なりし不入斗は勿論、大森、羽田兩町の如き現に今日の状態を成し、自然其の眺望にも變化を來し、地形の上に於ても亦幾多の變化を生ずるに至れり。

新井宿は中世の頃までは、所謂東海道の驛路に當りたるものにて、「荏原風土記稿」に

此の地中世の頃には東海道の驛路に當り荒井宿とも書かれ、當時の通路は此宿を過ぎて、玉川矢口の渡し、或は六郷の渡しに至り、又江戸へ下る時にも此道路に由つたのである、古人の記に「芝浦を過ぎてそれよりあらんといへる所へかゝりし云々」と載せてあるから見ても、古の東海道路であつたことが知らるゝのである。

また「甲子夜話」には

新井宿は昔の東海道本通路なり、因て今に宿の名を存す、海岸の往來に替りてよし此道廢す、木原屋舗は其地の高處にて、東眺すれば田畠彌望、鈴森通りの大路に寸馬豆人の往還繪の如く、向は茫茫たる海天ゆえ、風色佳絶の地なり、萬葉集に草蔭の荒藪が崎とよみたるは此地なり、その歌に入りし松なりなど、野老の傳へる古松あり、先年近藤孟鄉（吉左衛門奥御祐筆組頭）と林氏同遊せし日、鈴森を近藤の説に萬葉によみし笠島なるべしと見立しよし、いかさまにも海岸より新井宿の下通りの低き地は、昔は海なるべき地勢なり、その中に鈴森のみ一つ峙てゐる所、笠島にてありしも知るべからず、考鏡に備ふべき一説なりと林氏語れりとありて、今の平間街道が當時の東海道たりしこと明かなるのみならず、其の頃の驛舍の跡と覺しき所は、遂に口碑にも傳はらざるも、新篇武藏風土記稿等の記事に依れば、當村の新井宿と號するは、古くより驛家を置かれし地なるより、起りし名稱なるが如く、其の後東海道は現今の如く海邊に改められ、同時に驛家も廢止せらるゝに至りし者と認めらる。

新井宿は小田原北條氏分國の頃は、梶原日向守此の地を領し、徳川氏入國以來木原七郎兵衛に賜はり、累世知行して維新の際に至りしものにて、梶原氏所領の頃は、分限帳に五十貫文と記録せられ、木原氏地頭たりし時も、猶ほ四百四十石餘に過ぎざる農村にて、木原山の如きは將軍家代々の兔狩の場所なりしに、現在の木原山は紳士富豪の住宅地となり、昔の東海道たる平間街道は商家軒を並べ、汽車沿線たる皿沼、河原作等は勿論、其の他の各字とも人家連檐し、今や全く尺寸の空地なきまでに發達し、殆ど今昔の感に堪へざらしむるに至れり。

不入斗

不入斗は昔は不入讀とも書き、不入讀、不入斗ともに國守に貢稅を收めざるの義にして、中古以來は之を略して不入の地と稱し、諸國ともに此の地名あり、今其の一ニを舉ぐれば、遠江國山名郡竝に同國城飼郡及上總國市原郡等に現存し、不入斗の村名を附する地は、多くは式内の神社を祀り、遠江國山名郡不入斗村には淺間神社

あり、同國城飼郡不入斗村には日向神社あり、また上總國市原郡不入斗村は同郡姉崎村に隣り、姉崎村は神名帳に載する所の、海上郡姉崎神社の所在地にして、武藏國佐原郡不入斗村なる、則ち當地にも延喜式に載せたる磐井神社ありて、三代實錄に依れば從五位下磐井神社と記され、五位の位には神田八町を附屬するものなることは、田令にも見える如くにて、其の頃は社地も今よりは遙に廣く、社地と神田八町の間を合せて、不入斗村と稱したるものなるべし。

此の地上古は一帶の淺洲にして干潮の時は荒蘭が崎(新井宿)以東は、一面の沙地を現はすより、櫻咲く春の節句の頃には、貝を拾ひ小魚を漁るもの多く、いまの八幡海岸に於ける汐干狩は、其の時代よりの遺風なりといふ、爾來幾多の變遷を経て、漸次現在の如き地形を成し、足利時代には土岐家の所領となり、同家の家譜に貞治年中將軍義詮より、土岐下野入道頼高へ賜ひし證文に

尾張國海東庄除天龍寺管領地美濃國妻木郷内笠原半分曾木村細野、同國多藝内春木郷、武藏國大井郷不入讀村地頭職事任兄民部少輔頼重文和四年十一月六日讓狀領掌不可

有相違之狀如件

貞治五年八月三日

將軍 源義詮判

土佐下野入道殿

とありて、中古時代には新井宿と共に大井郷に屬し、小田原北條時代には太田新六郎、牛久新次郎、齋藤某等分領したるも、徳川氏入國以後は伊奈半十郎の御預り所となり、元祿八年(二年前三百三十)近郷と同じく織田越前守檢地して貢稅を定め、其の後追々開墾の地多きを加へ、享保十七年には寛播磨守の檢地あり、寶曆十一年(六年前百六十)には更に伊奈半十郎忠敬檢地を行ひ、子孫相次で支配したるが。元祿四年(六年前三百三十)間瀬吉太夫代りて支配し、同六年舊の如く伊奈家の支配所となりしに、寛政年中左近將監忠尊職を奪はれてより後は、大貫次右衛門光豊の支配所となりしに、爾後累代代官の支配となる。

不入斗の發達は磐井神社附近より始まり、同社のものとの門前茶屋は自然海岸通り花

柳界の起源となり、花柳界の發展は延いて停車場通りの繁盛を促し、且つ近年耕地整理の行はるゝと共に、各字一齊に競ふて家屋を建築するに至り、震災後はことに戸口を激増し、以て今日の殷賑を見るに至りしものにて、其の長足の進展眞に目ざましきものあるを覺ゆ。

名所及舊蹟

荒蘭が崎

荒蘭が崎とは、往古八景坂下まで海なりし頃、海道は桃雲寺善慶寺などの背後の岡の上にありて、岡の海岸に出張りたる所、即ち今の山王より八景坂の邊までを總稱したものにて、古書に「そもそも此地は往古よりの名所にして、八雲御鈔名所崎の部に武藏あらゐが崎とあそばれしもこれなり」とあり、古來著名の勝地なりしより

沖津浪あらゐが崎の鹽風に吹よせられて、鳴く千鳥かな

荒蘭が崎

今出川院兵衛

おき津風あらゐの崎による浪のうちもたゆまむひとり戀しき

信 實

沖津浪あらゐの磯の岩におふる松にも似たる袖のうへかな
正三位季經

等有名の和歌多く、荒蘭が崎とも荒蘭が磯とも詠まれ、また源家長の歌に

白浪のあらゐが崎の磯馴松かはらぬ色の人ぞつれなき

とある磯馴松は、善慶寺の背後熊野新宮のほとりに、弘化年中まで一もの古松存せる、それをいひしが如くなるも、古人の磯馴松と呼びしは、海岸におひし並木の稱にて、一もとに限りたるには非ざるが、それ等の古木の追ひ／＼に枯れ果てゝたま／＼一もと残りたるを、地頭木原兵三郎之を伐らしめしに、大木なれば若干の材木となりけるを、それをば桃雲寺へ與へたり云々と、また宗祇が東路記に、芝の浦といへる所にいたりこの浦を過ぎて、あらゐといへる所にて「芦まじりおふるあらゐの打なびき波にむすべる岸の松風」とは、これも所謂磯馴松を詠みしなるべく、現在の状況よりするとときは、當時の荒蘭が崎の風景が斯くありしならんなどゝは、殆ど想ひ及び難きことなるも、其眺望の絶佳なる此地の舊事形勢は、今も新井宿一

四八〇番地薬師堂の地内に遺れる、桃雲寺木原氏先壁の碑文中にも述べあるを以て、左に掲げて参考とす。

武州荏原郡荒蘭崎者、木原氏累世之采邑、初鈴木氏吉次在遠州領木原邑、奉仕東照大神君、神君常稱木原、其後天野康景奉旨使吉次改爲木原氏、迨闔國一統之時、移住江府、掌營構之事、指揮官工、屢賜荒蘭崎、以爲食邑、既而老休號桃雲、其子重次、其孫家次、承繼其事、而共早世、家次子義久幼而孤號木工、及壯長、奉仕大猷院殿、以家事揚其名、加賜食祿、邑内有古寺、寺邊有堂安藥師佛、世傳自鎌倉移焉、義久暇日自江府來此采邑、相攸營宅地移寺於其中、既而義久沒矣、其子義永號内匠、克其家受采邑、ト地於堂東、新築吉次至義久四世墳墓而修復其寺、以桃雲名焉、其不忘遠之孝志可嘉矣、此地在江城之南三里、而路自品川通、輿馬絡繹、其前面亘東西有田畠、耕動秀實、耕耘收藏、各不違時、南則房總之海、水天一色、遠帆千里、浩浩無限、鈴森之神祠不入斗大森之民戸、相接於辰巳午之間、而六郷之橋、矢口之渡、斜連於未申酉之際、而多摩川之長流、溶溶漾漾、西則池上之蘭若、高聳巍然、乾隅則高岡堆堆、

岡有古松、歌林所謂荒蘭崎之礎馴松者是也云、北則江城、千門萬戶擎日蔽空、況遠望士峯之雪於兌遙指筑波之陰於震、勝景之多、壯觀之美、不易言也、擇此佳境以營冢域、則祖考之靈可以安幽魂乎、嗚呼義永彌勵其力而守其分不辱祖考名、使此采邑與墳墓共垂雲仍、則孝道其庶幾乎、方今請建碑記其事、余與義永奕世相知、所居同閈、且感其報本之志、遂塞其求、系之以銘銘曰

荒蘭之松、千歲其秀、桃雲之寺、春風依舊、維祖維考、墳墓新就、不忘其先、永傳於後、寛文四年甲辰十一月二十日

木原内匠義永立之

笠島

八幡海岸磐井神社附近一帶は、古來鈴石森と呼び後世鈴ヶ森と號し、同社は鈴ヶ森の八幡宮とも唱ひ來りしが、昔此地は笠島とも呼ばれ、「南浦地名考」に

笠島、鈴が森の海中なり、古來入江の時分其土地現今の陸地より沖の方に尖出し

て松樹繁り其貌笠の如く見ゆる故に、笠島と云ふ云々

とあり、萬葉集卷十二に

草かけのあらゐが崎の笠島を見つゝや君が山路こゆらむ

夫木集爲家の歌に

秋の夜のあらゐが崎の笠島にさし出る月は草かけもなし

とは、新井宿山王邊がなほ海岸にて、八幡宮の周圍が淺洲なりし頃、當時の海道八景坂附近を荒蘭が崎といひ、笠島とは即ち今の磐井神社の邊りを指したるものにて、磐井神社の拜殿の中に

龍獻明珠笠島雨 儂降蒼海鈴森風

と、梅小路三位藤原定福卿自筆の詩もあり、其の頃は荒蘭が崎の坂路を山路と唱び、其の山路を越えながら、淺洲の中の鬱蒼たる笠島の森を眺め、また「鈴ヶ森の磯の松、潮風にもまれて木ぶりおもしろし、荒磯の松といふ」など、笠島と荒蘭が崎と兩々相對し、當時の此地の風色が如何に景趣に富みたるかは、凡ゆる古書に記述せ

られ且つ其の笠島にも神社あり、現に磐井神社に笠島祠と唱へ鳥石の納まれる末社あるは、即ち笠島神社の絶へたる跡を偲ぶものなりと傳へらるゝも、江戸砂子には沖の鳥居、五七丁沖中に當社（磐井神社）の鳥居ありといふ、鎌倉鶴岡の鳥居の類なり、此所まで境内にして漁獵禁斷の所なり、石の鳥居沖にありしは往古にて柱のみ残りしが、寶永の大地震に折れたりとぞ、なほそのもと水中に残れりとなり、一説に笠島の神社の鳥居なりといふ、鈴ヶ森と笠島とは一社といふ、又は笠島の社は絶たりともいふ、又わづかの祠のこりしを當社の境内にうつすともいふ、磐井の神社は神名帳にものりたり此（笠島）神社の事はいろ／＼説あり猶考ふべしとありて、笠島神社のありしや否や、及其の舊蹟等に就ては何等明なる記録なし。

八 景 坂

八景坂は木原山の東、即ち大森停車場西口前の大井に通する坂路にて、俗に「はつけ坂」又は「やげん坂」と稱し、昔は此の坂上より、遠くは水天髪髪の間に房總の諸山隱見し、近くは大井鈴ヶ森の風色を眺め、西に士峯東に筑嶺の翠岱を望む等、大森八景を一日の中におさむる勝地なりしより、八景坂と稱するに至りしものにて、南浦地名考に「里の叟に八景を尋れば、伊豆の大島、上總かのう山、羽田辨天、富士山、笠島、行徳鹽竈の烟、八景坂鐘掛松、海上見晴共に八景なりといへり、誠の八景を知らずして、眺望の景地をかぞへしものなるべし」なご、もありて、當時の八景坂は眺望極めて雄大なりしものなるが、東京府文獻叢書に擧げられたる八景は笠島夜雨、大井落鴈、砂水晴嵐、羽田歸帆、六郷夕照、富士暮雪、蒼海秋月、池上晩鐘

にて、近古の撰としは

荒蘭崎夜雨、大井落雁、鈴森晴嵐、羽田歸帆、海上秋月、六郷暮雪、震橋夕照、東海寺晩鐘

を擧げ、大森八景の名は廣く世に傳えられたるものなるも、現在の實際は、僅に灣内を航行する帆船汽船を認むる外は、不入斗、大井大森等満目唯人家の密集を觀る

のみなると、脚下には、汽車電車の間断なく交通する轟音を聞くのみにて、殆ど風物の賞するものなく、時代の進化はいつしか地勢の變更を來し、昔の廣き眺望を局限すると共に、自然の景勝をも漸次滅却しつゝあり。

坂の傍に在りたる、杜格齊景山翁の「鎌倉のよゝり明るしのちの月」の十七字を刻せる碑は、現に新井宿二、六〇三白田作次郎氏の庭内に在り好古の人は就て見るべし。

木原山

現在の區劃に依る字木原山は、暗闇坂より馬込に通ずる道路以南熊野神社裏手まで、大字新井宿千五百七十二番地より、同千七百六十三番地に至る地域なるも、徳川時代には新井宿が木原氏の采邑なりし關係より、其の高地一帯を俗に木原山と稱したものにて、新篇武藏風土記稿には

池上往來の西八景坂の下に、地頭木原專三郎が陣屋あり、木原屋敷は陣屋の構へにつゝけり、二丁四方許り地頭の別業なり、構への内すべて林木繁茂し薬草など

も自ら生せり、この邊を荒蘭が崎と號して、其名世にきこへたるゆへ、江戸の人遊ぶもの多し云々

とあり、またこの木原屋敷の事に就ては「甲子夜話」に

この木原屋舗は、木原氏に神祖御入國の時賜はりし屋舗地なり、屋舗外の田地は木原氏の采地なり、神祖未だ參州に坐しましゝ時、この木原氏の祖は代々大工棟梁にて、鎌倉足利の屋形造り式法を家に傳へ講究せしが、其の頃の大工達は屏櫻等の普請ばかり専要となりて、屋形作りの事など貪著する人も無き時節なれば、誰用る者もなく諸國を流浪せり、風と參州に到りたる時。其事御聽に入り、度々召されて御尋などもあり、直に召抱へられ、追々御眷顧を被り、岡崎城外にて大きな屋舗地下されける、御入國のとき其代として此新井宿の地は賜りしなり、江戸御城御取建御殿向の補理の時になりて、武將の故實に叶ふ如く御間取など出来しは、皆この木原が功とぞ聞へし、夫を參州御坐の程より早く召抱置れし、御深慮遠識、申すも恐多けれど敬感し奉るべし、猷廟(三代家光)の日光山御創立の時

も木原御作事奉行となりて、木工頭と叙爵し、其事を司りしなり、今日光御宮の雛形、その屋舗林木の中に安置しあり、扉を洞開して其中神體無し、心ある設方なりけり。屋舗の隅に一寺あり、木原氏代々の香火院なり、好事の者は訪て見るべし。この屋舗御代々兎狩の地になされしが、孝恭副君この地に成らせられて、御病大漸に至らせられしより、何と無く御成も無き地となり、今は典故をも知らぬもの多くなりぬ。

とありて、將軍家の兎狩の場所たりし木原山は、今や富者の宏壯なる邸宅立ち並び、通稱大森の別荘地として、廣く世に聞ゆるに至る。

大森八景園

大森八景園は其の名の示すが如く、所謂大森八景を眺望し、景色絶佳の遊園地なりしが、今は名のみにて當時の情趣を偲ぶ何物をも残さるに至れり。

八景園の創設は明治十七年にて、久我邦太郎氏が土地開發の目的を以て、八景坂上

畑地草原等一萬坪の地所を買收し、即ち八景園と名稱したるも、當初は別段の設備も無く時々相撲其の他人寄せ的の催し等を爲しつゝあるに過ぎざりしが、同二十年に至り皮付丸木を材料とし、總藁葺にて最も風致あり且つ頗る廣大にして、中央には五十坪の大廣間を有する家屋を建築し、同時に梅櫻其の他多數の花樹を適宜植付け、以て園内の風致を添へ、同二十一年には、當時都下に於て最も著名なりし料亭江東中村樓の主婦中村いね子が、前記の家屋にて料理屋三宜樓を開業し、武者料理と稱して特に蟹料理を名物とし、専ら都人士を吸集し、宴會演説會等屢々行はれ頗る繁盛にて、八景園の名が漸次社會に喧傳せらるゝと共に、學生生徒の遠足又は運動會等團體的の來遊もあり、四時行樂の士女絶ゆることなく僅に數年にして郊外隨一の遊園地たる名を爲すに至れり。

料理屋三宜樓は明治二十四、五年頃より中村の縁者なる某女の手に移り引續き經營したるも漸次衰運に傾き、明治三十年元正金銀行取締役加藤斌氏と久我氏との間に、八景園全部の讓渡契約成立の頃は、終に廢業するに至りたるも、遊園地としての行

樂は益々頻繁にて、其の勝景はいつしか皇室にも相聞へ、明治三十五年十一月十三日畏くも照憲皇太后行啓あらせられ、遠近の景色御觀賞の上、更に加納子邸に成らせられ、午後三時三十分御機嫌麗しく還御あらせられたる幸榮の事實もあり、其の後宮内省へ八景園の御買上げを請願したことあるも、遂に採納せらるゝに至らざりき。

かくて明治四十年には園内の料理屋は、更に八景園松淺支店と稱し志村博敏氏之を經營し、同時に園内には紅葉躡躅等を増植し、盛んに遊樂の客を引き、都人士の來往また頗る頻繁なるものありしが、大正二年五月松淺支店の廢業と共に園内の手入等充分ならず自然杖を曳くものも減退し大正五年加藤氏より服部玄三氏に譲渡せられたる頃は既に茅茨繁れる一の野原と化し去りて、八景園の面影は更に止めざるに至りしが、服部氏は之を別荘建築地として著々其の計畫を爲したるも、都合に依り俄かに中止して大正十一年其の全部を四十餘區割とし之を分譲することとしたるに、夫々希望者ありて同十三年中分譲終了し、各自文化的の建築成りて以て今日の形態を爲するに至る。

明治十七年中久我氏が始めて此の地を買收したる時は、一反歩に付き百二十圓乃至百五十圓なりしに、大正十一年來の分譲價格は、一坪に付き百圓乃至百八十圓にして、約四十年前の一反歩即ち三百坪と、分譲當時の一坪の平均價格とは殆ど相匹敵し、四十年の歲月は猶長しとするに足らざるも、文化の進展は遂に其の地價を三百倍に昂騰せしむるに至る、洵に驚嘆に堪へざるものあり。

鳳輦の跡

一 新井宿加納子爵邸

昭憲皇太后陛下には、明治三十五年十一月十三日八景園に行啓あらせらる、秋色麗かなる當日午前十一時御馬車を門外に留められ、香川皇后宮大夫の御先導にて、八景園内に進ませられ、遠近の風景御觀賞中、加納子爵より枝柿三百顆を獻上あり次で園内より加納子邸に成らせらる。子爵は御先導申上げて邸内庭園に御著の

上、陛下には其の左方に設けられたる椅子に著かせられ子爵は御前に咫尺して、御眺望の遠景等に就き御下問あらせ給ふ毎に、大夫を經て奉答申上げ、夫人は女官方の接待に努めらる、子爵は子女の有無御尋ねに付き、之を言上したるに、居合せたる子女あらば連れ來れよとの御諭に、國子、八重子の二娘が學校服のまゝ召し出され、氏名、年齢、通學校名など御下問あらせられ、約一時間に涉り遠近の景色を御覽ありし後、午後三時三十分御還啓あらせらる

子爵家にては之を無上の光榮とし、長へに紀念せん爲め玉歩の御蹟に一基の紀念碑を建て、爾來年々其の行啓當日には必ず祝意を表せらる。子爵逝いて既に七星霜此の光輝ある碑石は、永く同邸の庭園に保存せられ、故子爵の名聲と共に世人に欽仰せられつゝあり。

二 磐井神社境内

大正天皇陛下にはなほ皇太子にましませし明治四十二年一月十七日、一條侍従長御陪乗、本多侍従、秋澤武官、池邊侍醫等供奉の上大森方面へ行啓の御歸途、同日午後一時三十分頃、不入斗磐井神社へ御立寄りあらせられ、神社境内に於て附近の風物を御覽あり、間もなく還啓遊ばざれたり、氏子等は此の光榮を紀念せん爲め、正二位伯爵樺山資紀氏の謹書に係る、皇太子殿下御野立所紀念碑と題せる碑石を、大正四年十月一日其の御蹟に建設し、永遠に靈場として之を崇敬しつゝあり。

神 社

磐 井 神 社

磐井神社は人皇三十代敏達天皇の二年八月鎮座あり、祭神正面は應神天皇、左は大己貴命、仲哀天皇、右は神功皇后姫大神なり。社の側に磐井あり、傳へ言ふ諸人祈願の時此の水を飲ひに、祈る所正しきものは自ら清冷にして、邪なるものは忽ち變じて鹽味となる、斯る靈水なるを以て、近國の病ある者之を服するに其の效を得ること著し、故に土俗之を稱して藥水といふ、磐井神社の名も全く此の井あるが爲なりと、其の後五十六代清和天皇の貞觀元年、六十餘州、州毎に總社八幡宮を定めら

れし時、武州にては當社を以て總社に定め給ひ、やがて官社に列せられ、從五位下の神位を賜はりしと、三代實錄に載す。

當社は延暦の頃より、永正年中に至るまで數百年の間は、神威赫々として社内頗る繁榮なりしも、永正年間兵火に罹り、本社末社共に鳥有に歸し、其の後再興の功成りて昔日の如く建立せしに、天文年中重ねて火災に罹り、鎮座の縁起其他の書類簿冊等悉く焼失し、是より再修ならずして神威日に衰へ、且つ社地も元龜天正の頃までは、今之海道より百五十間餘も東の方に及び、海岸に第三の鳥居あり、それより西の方六十間餘にして第二の鳥居あり、更に八十間餘を隔てゝ第一の鳥居ありて、今は海面となりし處も、當時は廣平の地にして、當社に附せられたるものなるが、其の後次第に損漬し、文祿慶長の頃昔の海道は悉く海中に崩れ入り、三所の鳥居は自然海中に倒朽し、宮地も引續き潮波の爲に缺壊して、纔かに頽破せる社殿のみを残すに至りしより、時の神主藤原喜光及別當密嚴院釋榮等之を憂ひ、更に再興を計畫し、寛文年中海岸を修築すると共に漸くにして本社末社を再興す、天正十八年徳川家康

公關東下向の節、當社に立寄られて親しく參拜あり、其の後元祿二己巳年(八年前)

五代將軍綱吉公參詣の砌り、寺社奉行本多紀伊守を以て、爾後當社を祈願所に申付けられ、八代將軍吉宗公は、享保十乙巳年(二百三十一年前)代官伊奈半左衛門をして、本社拜殿並に末社をも改修建立せしめられたり、近くは明治元戊辰年十月十二日、明治天皇御東行御通輦の際、神祇官權判事平田延太郎延胤をして、當社へ御代拜せしめられ、奉幣料金千疋御奉納あり、大正天皇陛下には、明治四十二年一月十七日東宮殿下に坐しませし時、一條侍從長御陪乗、本多侍從秋澤武官池邊侍醫等供奉の上、大森方面へ御成の節、當社に御立寄わらせられたり。

神寶に鈴石あり、此の石は神功皇后三韓御征伐の時、長門國豊浦の海邊にて、得玉ひしものにて、御船中の玉座近く置かせられ、夷狄御征伐神國豊榮の基を開き給ひ、御凱旋の日は御產室に置かせられ、御產平安皇子御降誕御在位繁昌の神徳を以て、此の石を如意の寶珠と御稱美わらせられ、又となき御重寶として、筑前の香椎の宮に納め置かせ給ひしを、聖武天皇の御宇、御史太夫石川朝臣年足宇佐宮に奉幣の時、

神告に依り此の靈石を授けらる、其の後年足の嫡孫中納言兼右京太夫豊人卿武藏守に任せられ、當國へ下著の時、神勅に因り當社に奉納せられしといふ。此の石色青く形鷄卵の如くにして、之を打てば鏘々として鈴の音あり、是れ則ち其の名ある所以にして、往時神社附近一帯を鈴石森と呼び後世鈴ヶ森と唱ふるに至りしは此の鈴石あるに因めるものなり。

本社の傍に烏石の納まれる末社あり、俗に笠島祠といふ、烏石は風折鳥帽子の状に似て、中央に鳥の形ある天然の石なり、此の石もと麻布古川町より三田の方へ行く所の三辻にありしと、當社の境内に移せるものにて別に由緒あるものにはあらざるも、指しわたし四五尺許りもあらんと見ゆる大石の表面に、眞に迫れる鳥の形を顯せるは、人工の能くせるものにあらずして、まことに珍奇のものと云ふべし、烏石碑記に

烏石本在_ニ麻布邑古川第二橋傍_ニ腹有_ニ黑而成_ニ烏象者_ニ隱然如_ニ於爰止_ニ人因曰_ニ烏石_ニ源君岳居_ニ古川_ニ因自號焉_ニ後家子赤羽_ニ其門人今春致_ニ之君岳宅_ニ以配_ニ其人_ニ云_ニ君岳友人

屋代友昌者、聞之即詣_ニ君岳語_ニ之曰、豈烏石之奇、天奇_ニ之邪、乃不_ニ不_ニ朽_ニ之哉、閭閻之間、比屋密通、或火之逸也、其延及_ニ之、亦可_ニ恐也、予其移_ニ之磐井祠_ニ比_ニ奇鈴石_ニ以全_ニ其天、無寧不_ニ朽_ニ其不_ニ朽_ニ乎、君岳曰諾、乃謂_ニ門人_ニ曰、二三子之愛、余也至矣、其非_ニ以_ニ余惡能及_ニ之、二三子以_ニ此快_ニ余、亦唯因_ニ其好尚_ニ也、友昌之言、其不_ニ聞乎、寘_ニ之不朽、得全_ニ其天、則友昌之言乃立矣、二三子之志亦成矣、門人遂移_ニ諸磐井祠_ニ之、服子遷銘、乃記而刻_ニ之、復爲建_ニ此碑、夫以_ニ不朽之物、寘_ニ之不朽之地、不_ニ朽_ニ其不_ニ朽_ニ者、豈不_ニ不朽哉、抑以_ニ君岳不_ニ朽_ニ此石邪、將以_ニ此石不_ニ朽_ニ君岳邪、石亦得_ニ不朽哉、石亦得_ニ不朽哉、崑石生禹、烏石生_ニ君亦_ニ岳不可乎、

元文六年辛酉春三月

烏石銘

豐白杵人 莊允益撰

匪日匪星、烏石天墜、不黃維鳥、書傑所致、取而祠之、穀城是視、

當寺は新井宿山王二千五百六十八番地に在り、現住職まで二十二世なるが、慧燈阿闍梨の再興したる堂宇も二百餘年の星霜を過ぎ、頽破甚敷終に修繕を加ふるに由なきに至り、現住職高橋隆永師の發願にて檀信徒の翼賛を得、大正八年七月著手、同十一年四月堂宇一切の改築完成し、寺運益々隆昌にして檀信徒は市内各區に及ぶといふ。

善慶寺

善慶寺は池上往來の西、新井宿千四百七番地に在り、法華宗品川本光寺末法光山と號す。正應年間當所の人増田三郎右衛門なる者、中老僧日法上人に歸依して當寺を建立す、其の後法燈連綿として身延山の末寺なりしに、第十二世日好上人の時勝劣派の教に歸依し、遂に離末して本光山の末寺となれり、本堂四間四方本尊三寶及諸尊四菩薩四天王文殊、普賢、不動、愛染等の像を安置す。當住職石渡英哉師まで四十世、開山以來六百餘年に及ぶといふ。當寺はそのかみ熊野神社及春日神社の別當を兼ね、境内も廣闊にして寺門頗る隆盛なりしが如く、殊に新井宿六人衆とは深き

因縁を有し、延寶五年(一百五)正月十一日、今の岩井文太郎氏の祖先市兵衛事當時改名文次郎氏の手に依り、鞠町一番町の木原屋敷より引取られたる六人衆の死骸は、即ち當寺に埋葬せられたるものにて、時の住職は二十世日應上人に當り、六人衆の墓は同寺入口左側の墓地内に在り、六人衆に關する顛末の大略は別項に記載したるも、大正五年五月には有志の斡旋にて、其の威靈を慰め且つ先人の恩を遺忘せしめざる記念として、當寺境内に碑石を建立し、寺内には位牌壇を設け、同時に六新講なるものを組織して、永く祭祀を絶たざらしむるに至れり。

題目堂

徳川十一代將軍家齊公の治世寛政年中、小田原の藩士廣瀬伴作なる者、壯年より佛道に志し、かねて出家の願ひありしが、偶々江戸に上らんとして鈴ヶ森を通行せるに、一反に餘る不淨の地域は荆棘茫茫々と生ひ茂り刑餘の枯骨を蔽ひ隠せども、野犬四邊に徘徊し、陰々たる異臭は鼻を衝き、鬼氣人を襲ふ凄惨の状見るに忍びざるもの

とあり。當社の祭禮は現今毎年八月十三日に改められ、當日は不入斗一圓に涉り神輿の渡御を行はる。

熊野神社

熊野神社は新井宿千四百七番地木原山の南端にあり、境内は東西南の三方を展望せる高所にして、往時の地形は眼下に海を望み、紀州熊野權現のそれに似たるものありしといふ。

祭神は伊弉冊命、速玉雄命、事解雄命にして、鎮座の年代詳かならざれども、古老の口碑には、元和元年(三百十)二年前日光御遷宮の時、其の御造營の奉行たりし當地の地頭木原木工が、御造營の餘木を以て始めて社殿を作りしと傳へられ、明治七年四月村社に列し、祭禮は毎年十月十九日なるが、大正十四年氏子より神輿の寄進あり、爾來毎年六月十八日の中祭に其の渡御を行はる。

春日神社

春日神社は池上道の東側に沿ひ新井宿千三百十七番地に在り、祭神は天兒屋根命、健甕槌命、伊波比主命を合祀し、由緒及鎮座の年代等は不詳にして、猶ほ無格社なるが、祭禮は毎年四月三日に行はれ、境内は比較的廣大にして、老樹鬱蒼し、拜殿の直前西方に末社稻荷神社あり

天祖神社

天祖神社は俗に神明社と稱し、大森驛前新井宿二千三百六十四番地にあり、天照大御神を祭祀し、無格社にして由緒不明なるが、所謂八景坂の西上に當り、境内は數十階の石段を上りたる幽邃の地にして、近年まで八幡太郎鎧掛の松と稱する古松存立せしも今は亡し、祭禮は毎年十月三日に行はる。

日枝神社

日枝神社は新井宿二千五百六十番地に在り、大己貴命を祭祀し、もと土地の名主酒

く方正廉直を旨とし條理明らかに可取計事

- 一 追々布令達する趣屹度相守旨趣審かに村内へ可申聞事
- 一 百姓離散せざるやう相心掛貧窮の者あらば難澁いまだ行詰ざる内扶助の手立をなすべし自然下において心に不任程の事は速に可申出常に花美の奢を警め無益の費を省き農業を勧め諸人成立の心遣可爲肝要事
- 一 田畠不荒様堤防溝川道橋等修補に怠るべからず自然水損等にて及大破下において普請難調程の事は速に可申出荒場起し返しの儀も村中申合精々可心遣百姓の力に不及事は是亦速に可申出事

- 一 田畠用水水筋山林等境界を正し諍論不起様兼て可付心事
- 一 御用人馬は不及申往來のもの人馬繼立晝夜に不限無滯様兼て其仕法立すべき事
- 一 御米藏之儀常々心掛雨もり等無之様可加修復勿論番人等緩せにすべからざる事
- 一 収納米其外諸上納物念を入百姓のいたみに不相成やう可心掛事
- 一 官用と號し村内へ不當の出金いたさせ間敷村内諸入費可成丈けは相減し明細にば逐一に可申出事

書記し置百姓中疑を不生やう其譯具に申聞せ清廉の取計可爲肝要事

- 一 水利を起し土地を開き良木を植付物産を盛んにし永世村里の榮を計るべき事
- 一 村内懇和善を勧め惡を誠め風儀を宣に導事村役人の勤方にあり心得方不宜ものあらば懲懃に教諭を加へ行狀を改めしむべし且又諸人に抽心得よろしきものあらば逐一に可申出事
- 一 常に戸籍の取しらべ不怠村内に不審のもの不可留置事
- 一 困年飢歲の手當無怠可遂心配事
- 一 右之通可心得もの也

明治二己巳年三月

品 川 縣

代 官

荏原郡の代官は、天正十八年家康公入國と共に伊奈氏を以て任せられ、累世其の職

を繼ぎて十三代に及び、伊奈半左衛門忠尊は、寛政年中不取締の廉に依り其の職を免せられ、忠尊の養子伊奈半十郎忠善は御用先より逃亡の末、松平甲斐守邸預けとなりて謹慎中終に死亡し、伊奈家は十三代にて斷絶するに至りたるが明治維新に至るまでの歴代代官を擧ぐれば左の如し

| | |
|----------------|---------------|
| 天正十八年より慶長十五年まで | 伊奈忠次 |
| 慶長十五年より寛永十一年まで | 伊奈忠政 |
| 寛永十一年より同十八年まで | 伊奈兵藏 |
| 寛永十八年より承應二年まで | 伊奈半十郎忠治(兵藏改名) |
| 承應二年より寛文五年まで | 伊奈半左衛門忠克 |
| 寛文五年より延寶八年まで | 伊奈半十郎忠常 |
| 延寶八年より元祿十年まで | 伊奈半十郎忠篤 |
| 元祿十年より正徳二年まで | 伊奈半左衛門忠順 |
| 正徳二年より元文四年まで | 伊奈半左衛門忠達 |

| | |
|---------------|---|
| 元文四年より寶暦六年まで | 伊奈半十郎忠辰 |
| 寶暦六年より明和七年まで | 伊奈半左衛門忠宥 |
| 明和七年より安永七年まで | 伊奈半左衛門忠敬 |
| 安永七年より寛政四年まで | 伊奈半左衛門忠尊 <small>菅沼安千郎、伊奈友之助、三河口太忠、篠山十兵衛、大貫次右衛門(分轄)</small> |
| 寛政四年 | 大貫次右衛門 |
| 寛政四年より文化年中まで | 中村八太夫 |
| 文政年中より天保十三年まで | 竹垣三右衛門(再興) |
| 天保十三年より弘化元年まで | 斎藤嘉兵衛 |
| 弘化元年より嘉永二年まで | 青山茂左衛門 |
| 嘉永二年より同五年まで | 小林藤之助(分轄) |
| 嘉永五年より安政四年まで | 竹垣三右衛門 |
| 安政四年より文久元年まで | |
| 文久二年 | |

文久三年より慶應元年まで

木村薰平

慶應二年

今川要作

同三年

佐々井半十郎、大竹左馬太郎(分轄)

同三年

松村忠四郎

地頭

治者と被治者の關係は、古來幾多の變遷を重ね、其の監督者は國造より守護職となり、管領となり、代官となりたるも、其間領主又は地頭なるものありて、徳川時代の新井宿は、即ち地頭木原氏に依て支配せられたり、木原氏は元穂積姓、紀州日高の領主鈴木三郎重家の苗裔にして、重家十四代の遠孫鈴木因幡守吉勝の時、家康公の先代清康公に召出され、二代目鈴木平兵衛門吉頼は家康公に仕へて、遠州山名郡木原村に於て領地五貫地を拜領し、三代目鈴木七郎兵衛吉次は、濱松城取立の際普請奉行を命ぜられ、爾來家康公の信任厚く天正三年(三百五十年前)五月思召に依り木原

と改姓し、同十八年關東下向の節隨伴したるものにて、其の後新井宿を知行所に拜領し、累世地頭として維新の際に及びたり、左に木原家々系の一端を摘録す。

木原家略系

穂積姓 鈴木氏後改木原氏

鈴木三郎重家十四代遠江國住人鈴木石見守重只惣領

一元祖 本國 遠江

鈴木因幡守吉勝

始今川家屬幕下遠州山名郡木原村に引退罷在候處

清康様に被召出

天文二十二癸丑年二月三日病死歲五十三遠州堀越村海藏寺に葬法名圓光院雄
公忠英

吉勝惣領

一二代目 生國遠江

地頭 木原家略系

鈴木平兵衛吉頼

權現様に奉仕遠州山名郡木原村に罷在候領地五貫地木原村にて拜領仕候天正二
甲戌年三月十七日病死仕候歲五十七遠州山名郡堀越村海藏寺に葬法名永昌院
石室英見

吉頼惣領初齡木後改

一 三代目 生國遠江

權現様に奉仕遠州山名郡木原村に罷在候永祿十二年己巳年遠州濱松城被遊御取
立候に付右御普請假奉行被仰付翌庚午年正月御普請御成就被遊御移徒其以後
御普請方惣奉行役被仰付御作事一件支配被仰付候其後御側向御奉公兼相勤遠
州木原村に罷在濱松江御奉公相勤候に付常々木原と被爲 召天正三乙亥年五
月十八日七郎兵衛儀向後本名相改在名可名乘旨天野三郎兵衛康景を以承仰此
節本名相改申候

天正十八庚寅年關東 御入國之節御供仕前々之御役相勤申候

權現様武州矢口六郷邊御巡見之時分武州荏原郡新井宿を是よりアレ迄有來陣屋

山林をも相添木原が知行に爲取よと御杖之先にて被遊御差圖新井宿村一圓遠
州木原村と御引替拜領仕都合高四百四十石天正二十壬辰年(五百三十)年前二月二十
四日長谷川七左衛門松下孫右衛門より御書出請取申候其後隱居仕候年號月日
不相知申候慶長十三庚亥年(三百十)九年前十二月十一日病死仕候歲七十一武州貝塚青松寺葬法
名徹照院桃雲淨見

重 次 惣 領

木原兵三郎重義

一 四代目 生國武藏

父兵衛三郎(三代目吉次惣領)儀病死に付祖父七郎兵衛奉願嫡孫養子被 仰付
其後七郎兵衛者奉願隱居仕依之跡御役御普請方惣奉行被 仰付候慶長十七壬
子年(五百十)年前三月十七日病死仕候歲二十七武州貝塚青松寺葬法名清雲院活岳道
洗

一 五代目 生國武藏

洗

木原奎允義久

慶長十七壬子年七月十日父兵三郎跡式相續被 仰付幼少故伯父御大工頭木原

木原家略系

兵藏後見仕候處李允知行數年押領仕其身者病身と申立李允を以名代爲勤候處
寛永元甲子年(三百〇年前)二月十五日李允儀御大工頭被 仰付候然共知行未返し不
申勝手も續兼御用も辨不申候に付其譯李允母御願申上候處
台德院様 大猷院様達上聞被爲遂御詮議李允知行に無紛に付本地兵藏方より御
取返本高四百四十石餘之内に十八石開發之地も本高被成下知行安堵之御朱印
頂戴仕候

寛永十九壬午年四月十八日武州荏原郡馬込村之内三百石御加増拜領都合高七
百五十八石餘に罷成候正保二乙酉年二月九日常々御用多相勤候ニ付乗物御免
被 仰付候

慶安四辛卯年(二百七十一年前)四月二十日

大猷院様 御他界之節落髮被 仰付東叡山日光山御棺之供奉仕候

明暦二丙申年(二百七十一年前)十一月二十日病死仕候歲四十八武州貝塚青松寺葬法名
自覺院心源宗微

義久次男

一 六代目 生國武藏

義久惣領豊之助早世

承應三甲午年正月二十八日

嚴有院様に初而御目見仕候此節父李允に差添御用可見習旨被 仰付候同年七月
九日

大猷院様紅葉山御靈屋御造立御成就御上棟之式御用相勤於 御靈屋真御太刀鞍
置御馬拜領仕候明暦三丁酉年五月十九日亡父李允願置候通跡式無相違被下置
萬治元戊戌年(二百六十一年前)十一月六日亡父李允御役之通可相勤旨被仰付候
寛文三癸卯年二月五日

大猷院様十三回御忌に付日光御成御用被 仰付延寶六戊午年八月二十六日於京
都禁裏院中御造營江戸にて遂吟咏御入用減少相成候に付黃金三枚吳服二拜領
仕候

天和二壬戌年來亥年日光

大猷院様三十三回御忌御用掛被 仰付翌天和三癸亥年六月御化粧之間建直御用
相勤貞享二乙丑年十二月二十三日奥向之御普請改方御用並小普請方小細工方
より申付候御普請何方にても改可仕旨被仰 付右之通相勤申候

元祿二己巳年四月日光御普請爲見分罷越候元祿三庚午年七月二十五日桐之間
御番被 仰付候元祿四辛未年閏八月五日御小納戸被 仰付御役料三百俵被下
置候元祿五壬申年正月十日御加増三百俵被下置都合高千五拾八石餘に罷成候
千石以上罷成候間御役料者此後不被下候同年十一月三日布衣被 仰付候元祿
十一戊寅年七月三日御藏米三百俵地方に御引替被下相模國高座郡鎌倉郡之内
被下置旨御書出頂戴仕候

寶永六己丑年正月十日

常憲院様 喪御に付落髮被 仰付御出棺之御供仕候正徳四甲午年三月二十三日
老衰に付隱居奉願候處同年六月二十六日隱居被 仰付家督無相違實子惣領因

幡守被下置因幡守取來候御切米三百俵其儘爲隱居料被下置候享保九甲辰年
(三百〇年前) 五月二十七日病死仕候歲八拾五武州貝塚青松寺葬法名德盛院大心了
智

重弘惣領

木原因幡守清白

一 七代目 生國武藏

天和二壬戌年十一月二十六日

常憲院様の初而御目見仕元祿四辛未年閏八月十日從部屋住被 召出桐之間御番
被 仰付御切米三百俵被下置候同年十二月二十日御次番被 仰付候元祿八乙
亥年二月七日桐之間御番被歸番被 仰付元祿十五壬午年七月二十五日御廊下
番組頭被 仰付候同年十二月三日布衣被 仰付寶永四丁亥年十月九日御小納
戸被 仰付候

寶永六己丑年(二百十一年前)正月十日

常憲院様 喪御に付東獻山 御廟所御造立副奉行被 仰付同年十一月 御廟所

木原家略系

御佛殿御成就に付同月十二日諸大夫被 仰付官名因幡守と相改申候同年十二月六日御加増三百石相模國鎌倉郡之内にて被下置御書出頂戴仕候
正徳四甲午年(二百十)四年前父兵三郎願之通隱居被 仰付家督無相違被下置候此節部屋住にて取來候六百石之内三百俵父兵三郎隱居料被下置御加增三百石者本高に御結被下置都合高千三百五十八石餘罷成候享保十五庚戌年(百九十九)七年前正月晦日病死仕候歲七拾二武州貝塚清松寺葬法名良穏院壽山德永

木原因幡守清白養子木原兵三郎重弘三男

一 八代目 生國武藏

元祿十丁丑年十月三日重弘從二男

常憲院様に被 召出御近習番被 仰付御切米二百俵御役料百俵下置候元祿十一
戊寅年八月二十一日御小納戸被仰 付同年九月二十九日御役料竝之通三百俵被下置候同年十二月二十六日御切米爲御足米百俵被下置都合御切米三百俵に罷成候元祿十三庚辰年五月有故川越に被遣旨尤御切米者其儘被下旨被 仰付

川越に逼塞之處元祿十四年辛巳年(二百二十)六年七月二十九日父兵三郎方に罷在慎居可申旨被 仰付依之川越より歸父兵三郎方に罷在候此節御切米者被 召上候寶永六己丑年三月十日

文昭院様 御代替之節不及慎旨被 仰付候正徳三癸巳年八月十六日小普請組貴志彌兵衛高豊養子被 仰付候然處兄因幡守惣領右近死去仕外男子無之に付賴母儀彌兵衛方より取戻し養子仕度奉願候處正徳四甲午年十一月十三日願之通被 仰付候
正徳五乙未年十二月五日

有章院様の御目見仕候享保十五庚戌年四月二日養父因幡守願置者候通跡式無相違被下置小普請組能勢市十郎支配之節元文二丁巳年(百九十九)年前六月十一日病死仕候歲六拾二武州貝塚青松寺葬法名英雄院悅願道喜

一 九代目 生國武藏

木原賴母弘正養子木原因幡守清白三男

右七郎兵衛儀木原頼母養方弟之續を以順養子仕度旨奉願候處享保十五庚戌年六月二十九日願之通被 仰付候元文二丁巳年九月十三日養父頼母願置候通高千三百五拾八石餘之内家督千五拾八石餘七郎兵衛の被下置三百石實子次男頼母の分知被 仰付如養父時小普請組支配の入寛保元辛酉年六月二十九日田安御屋舗勤番被 仰付寶曆九己卯年七月四日御書院番の御番入被 仰付候同年九月駿府在番被 仰付明和四丁亥年閏九月朔日駿府在番御暇に付御目見被 仰付候安永四乙未年六月六日隠居奉願候處同年九月七日願之通隠居被 仰付其後剃髪仕候寛政七乙卯年(百三十年前)十月十一日病死仕候歲七拾三武州貝塚青松寺葬法名城溪院桃源李陌

一 十代目 生國武藏

木原七郎兵衛達白惣領

木原兵三郎白郷

明和四丁亥年九月朔日

浚明院様の初而御目見仕候安永四乙未年九月七日父七郎兵衛願之通隠居被 仰付

付家督無相違被下置旨被 仰渡如父時小普請組支配の入安永五丙申年十一月六日御書院番の御番入被 仰付候安永六丁酉年九月朔日駿府在番被 仰付天明五庚巳年九月朔日駿府在番御暇に付於御黒書院御勝手
御目見仕候天明七丁未年正月十一日御使番被 仰付同年三月十八日布衣被仰付候寛政十二庚申年閏四月十五日御先手御弓頭被 仰付文化七庚午年(百十六年前)四月二十三日就病氣願之通御免之旨被 仰渡同十癸酉年七月十一日病死仕候

木原兵三郎白郷養子近藤吉左衛門孟郷次男

十一代目 生國武藏

木原養拙白敏

右兵三郎儀續者無御座候得共聟養子仕度旨奉願候處寛政六甲寅年閏十一月十三日願之通被 仰付候文化十癸酉年(百十四年前)七月十一日養父兵三郎願置候通跡式無相違被下置候旨被 仰渡小普請組支配の入同十一甲戌年二月八日御書院番の御番入被 仰付候文政六癸未年正月十一日御使番被 仰付同年十二月十六日布衣被 仰付候

同十二己丑年七月二日駿府御目付被 仰付甲府の被差遣旨被 仰渡候天保

十二辛酉年四月二十八日病氣に付願之通御役御免之旨被 仰渡同年八月二十
日願之通隱居被 仰付候其後剃髪改名奉願候處同年十二月十三日願之通被
仰付養拙改名仕嘉永三庚戌年(七十七年前)九月二十六日病死仕候

木原兵三郎白敏惣領

一 十二代目 生國武藏

木原七郎三郎白圭

文恭院様御代父木原養拙御使番相勤候節文政十一壬子年二月二十一日
右大將様 御宮參之節小人騎馬被 仰付候段京極上總介殿以御書付被 仰渡同
年四月十五日

右大將様御元服御官位被爲濟候御禮被爲請候節於大廣間御禮申上同十二辛丑年
九月十八日 御宮參之節少人騎馬御供相勤申候

其後父養拙就病氣天保十二辛丑四月二十八日願之通御役御免同年八月二十日
隱居被 仰付家督無相違被下置候旨被 仰渡小普請組支配罷成嘉永元戊申年
(七十九年前)十二月九日病死仕候

木原七郎三郎白圭惣領

一 十三代目 生國武藏

木原兵三郎白照

父木原七郎三郎小普請組支配之節病氣差重候に付跡式奉願置嘉永元戊申年十
二月九日病死仕同年同月二十七日父七郎三郎奉願置候通跡式無相違被下置旨
被 仰渡如父時小普請組支配罷成同五壬子年六月二十八日知行所之内相模國
鎌倉郡大船村御用に付上知被 仰付井伊掃部頭御預所相成候に付同年九月二
十一日鄉村引渡申候同年十一月二十三日常陸國河内郡之内鍋子埜原新田並宮
淵之内爲代知被下置候段被 仰渡翌癸丑年五月二十八日御代官佐々木道太郎
方より郷村請取申候
安政五戊午年五月二十九日兩御番之内に御番入被 仰付御小姓組酒井對馬守
組罷成候

新井宿六人衆

木原家々系の大略は、前に記すが如くにて、新井宿初代の地頭木原兵三郎吉次は、家康公に隨伴して入國し、遠州木原の代地として新井宿全部を賜り、後年馬込村の一部を加増せられしものにて、其の四代目（木原家々系の六代）木原兵三郎重弘は、四代將軍家綱公に仕へ、當時の所領は千五十餘石に上り、其の財政も豊かなるべき筈なるに、不心得なる用人ありて、失費多端なるを理由とし、新井宿に限り過當の年貢賦役を強ひ、終に茲に掲ぐるが如き悲惨の物語を殘すに至りぬ。

そもこの新井宿六人衆なる物語は、土著の住民は祖先來毎に語り次ぎ言傳へつゝある、延寶年代の實話にして、地頭木原兵三郎重弘の麴町一番町の屋敷に於て、哀れる百姓代新五郎（間宮）年寄太郎兵衛（間宮）同善四郎（酒井）等六人に係る、義民として刀の鏽と消へたる名主權左衛門（酒井）年寄大炊之助（鈴木）同十郎左衛門（平林）、百姓代新五郎（間宮）年寄太郎兵衛（間宮）同善四郎（酒井）等六人に係る、義民としての美談なるが、先年野口復堂氏が教談として、雑誌道話に連載せられたる、それに頗る詳かなるも、こゝに其の大要を略述すれば、當時の木原山は江戸に近き景勝の地として、大身の微行遊覽屢々なる外、將軍家にても時々兎狩り等の催しあり、

其の都度失費を要するは勿論にて、木原の内政は常に切り詰められしより、用人共は新井宿の檢地に私かに不正を行ひ、且つ地頭を動かして苛斂誅求を擅にし、爲めに無辜の農民は日に月に窮迫に陥り、其の慘状見るに忍びざるものあるに至る。

江戸年代記にも見ゆるが如く、延寶二年（三百五十）の夏の水害は頗る酷烈なるものにて、新井宿は六郷川の氾濫に因り、農作物一切の收穫を皆無にし、翌年は終に饑饉となり、江戸にては救助米施行までも行はれたる程なるに、地頭兵三郎は斯かる場合に於ても猶ほ若干の年貢を徵する等、累年の疲弊に加へ到底農民の堪へられざることなるより、前記六人は同年九月二日以來寄々熟議の末、新五郎の執筆にて年貢の輕減、檢地の訂正及賦役賃銀の給與等に關し、こゝに十九箇條の切實なる訴狀を作り、同月十九日朝、一同總鎮守熊野權現に參詣祈願の上、今の玉塚邸の前方に在りたる、木原の陣屋に出張し、用人青島傳左衛門の手を經て、該訴狀を提出したるも、同人等は兎角曖昧の言辭を弄し、何等詮議する所も無く、荏苒翌三年十一月に至り、始めて六人を陣屋に呼出し、用人四人列座の上先づ檢地の事に關し、汝等

は何か不正のことにあるかの如き申立てなるも、再び検地を行ひたる上、若し從來の地積より更に擴大するが如きことあらば、如何にするや、其の場合は如何なる嚴罰に處せらるゝも苦しからずといふ手形にても差出すや、との思ひも寄らぬ難題に、六人は其の日は一先づ引下り、更に協議を遂げたる上、斯る手形は差出し難き旨書面を以て申出でたるに、師走三日更に呼出しにて一同出頭したる所、用人等は亂暴にも該訴状を引き破り、六人衆の面前に之れを投げ付け、斯様の願は取上げ難し、下れつゝと怒鳴り付けたるのみにて、終に六人を門外に追ひ出さしめたり。

斯くて、翌延寶四年は涙ながらに空過したるも、六人衆の決心は此のまゝ止むべきにあらざるより、終に蹶然死を賭して老中へ駕籠訴、又は奉行の白洲へ駈け込み願の手段を探るの外なしと、互に堅く申合せ、同年師走二十八日真夜中過ぎ、密かに熊野權現境内に集合し、所願成就を祈ると共に江戸に向つて發足し馬喰町二丁目武藏屋に投宿の上、出訴の機會を窺ひ居りしに、木原家の探索嚴しく六人衆の同家に宿泊せるを發見せられ、延寶五年(二百五十年前)正月二日多數の捕手一時に入り込み忽ち六

人を捕縛の上、一同麹町一番町の本邸に送られ、俄か作りの牢屋に押籠められしが、其の翌早朝腰繩付きにて、御椽先きに引出され、地頭兵三郎を正面に、用人南方五郎左衛門、二村八右衛門、植村清兵衛、青島傳左衛門等左右に居並び、用人等より訴狀の趣旨に就き訊問を受け、權左衛門新五郎始め交るゝ、百姓困難の事實を申立て、年貢輕減のことを哀願するに、用人等は之れを不當の申立てと壓へ付け、其の日は其のまゝにて元の牢屋に下げられ、其の後四日より七日までは何等の調も無く、漸く八日の朝に至り、更に二度目の調となり、此の日は地頭直接に、新井宿はお上の御獵場にて時折將軍家の御成を見るは、誠に土地の譽れなるも夫れ等の爲めに入費嵩み、自然年貢を増すの止むを得ざるに至るものなるに、それを暴虐なりとして、老中又は奉行に訴へ出でんとは畢竟汝等の心得違ひなるべしと、頗る懲懃に懷柔の意を含め、温顏を以て説き諭すも、硬直なる六人は、將軍御成りの時は夫々の手當もあり、之れが爲めに年貢を増すの理由なく、また經費多端にして財政の困難なるは、要するに用人等の不謹慎不用意の致す所なりと更に臚する所も無

く代るぐ例證を擧げて、百姓困難の實情を憇ふる其のさまの、稍危激に失せるは、當時の状勢としては、既に決死の覺悟に出づるものにて、所謂大和魂の發露なるが、地頭を始め用人等は聽く事毎に憤り、無禮なる一同を厳しく牢屋に打込めと、言ひ放ちたるまゝ疊を蹴つて退席し、當夜よりは牢舍内の取扱ひも一層慘酷を極め、遂に十一日強訴の罪許し難しと、一同邸内に於て斬殺せられたり、一方新井宿へは既に十日の夜百姓惣代市兵衛に對し、明日麴町の木原屋敷へ、六人衆の死骸引取りの爲め出頭せよとの差紙あり、市兵衛は驚きながらも、其の家族にまで累の及ばんことを恐れ、速に當地を退散すべく、密かに六人衆の各戸に注意を與へたるに依り、夫々家財を取り纏め思ひ／＼に立退きたるも、新五郎方は妻女お國と二名の幼兒のみにて、家財を纏むるも立退くも殆ど施すべき手段もなく、心ならずも十一日朝に至りしに、捕手の役人向ひたりと聞き、お國は最早是れまでなりと、終に居宅に火を放ち泣き叫ぶ二児を抱へて猛火の中に跳び入り、自ら焼死を遂げたるは、洵に悲惨の極みなりし。

差紙を受けたる市兵衛は、當夜直ちに支度を整ひ、單身二頭の馬を曳き、十一日巳の下刻一番町の屋敷に着き、差圖に依り馬を非常口の門脇に繋ぎ、庭傳ひに櫻先きに廻り見れば、首と胴との離れたる權左衛門以下六人の死骸は、無惨にも血汐の中に捨て置かれ、其の慘憺たる有様目も當てられず、感極まりて嗚咽しつゝ六人の死骸に向ひ、瞑目合掌しつゝありしが、お前達許りこんな目に遭はしては濟されぬ、俺もこゝで殺されるから待つて呉れ、さあ誰れか斬つて呉れと涙を拂つて大聲を上げ、あたりの者に迫れるを、正面の座敷に酒酌み交はし居りたる用人等は、俄かに之れをなだめすかし、漸くにして六人の死骸を薦包みとして、二頭の馬に積み込ませ、其のまゝ引取るべく促すに、市兵衛は始めて思ひ直せるも、一旦死ぬるといひし言葉もあり、この儘にては六人衆に面目なしと、彼は思案の末、こゝに市兵衛を文次郎と改名し泣く／＼死骸を引取り來り、善慶寺の和尚に謀りて同寺の境内に埋葬したり、かくて六人衆の財産は總て官没となり、其の成敗を終りたるも、同時に木原屋敷は勿論、當地の陣屋其他にも、怨靈の出現及妖怪變化の災ありて、用

人南方五郎左衛門と青島傳左衛門は正月十五日市ヶ谷見付にて、何故ともなく斬り合ひて共に死亡し、植村清兵衛及二村八右衛門も、熱氣ありとて引籠りしが其まゝ半病人となり、殊に陣屋の宿直は毎夜怪異に悩まされ、一睡も爲し能はざる状態なるより、木原家にてはこゝに飄然新井宿の年貢を減輕すると共に、法光山善慶寺に於て六人衆の爲めに大追弔會を催し、同時に權左衛門は是信信士、大炊之助は嘯慶信士、十郎左衛門は堅榮信士、新五郎は道春信士、太郎兵衛は宗圓信士、善四郎は椿葱信士と崇められしが、其の後更に六士の威靈を新宮山に鎮められ、毎年正月十一日江戸の木原屋敷より、奉幣使の差遣ありて、維新の際まで持續せられたり。超えて大正五年五月加藤龜三郎氏等主唱となり、岩井和三郎氏其の他の斡旋にて、六士の爲めに善慶寺内に碑石を建立し、當時の地頭兵三郎八代の孫に當る、木原清氏よりも金品の寄贈ある等、盛んなる法養を營み、永く之れ等の靈位を慰むると共に、先人の恩義を忘れざらしむる記念となすに至れり。

御飼付場の餌時

題目堂の縁起の中にも、不入斗の御鳥見衆云々の記事ある如く、江戸時代には不入斗及新井宿の東部一帶は鶴御飼付場として將軍鷹狩の爲めに衆庶の殺生を禁する特定の場所とせられ、御鳥見衆及餌蒔などの諸役ありて常に嚴重の監守を爲し、將軍放鷹の場所なるを以て之を御鷹野と云ひ、又は御留場とも稱したるものなりといふ。

御鳥見衆は士分以上の者にて、不入斗に常住したるものに非ざるを以て其の由緒記録等明かなるもの無さも、餌蒔は新井宿橋爪岩次郎氏の祖先が、八代將軍吉宗公の時伊勢の田丸領より召寄せられ、先々代の源太郎氏まで、代々源太郎を襲名して之を擔任したることは、左の由緒書にも明かなるを以て茲に其の一端を掲記することふせり。

我等儀伊勢田丸領於小俣田村代々綱差御役相勤來候家に御座候
 一 三拾九代 吉宗公様從紀州正徳三年(二百十)未の年御城御本丸(四年前)被爲入御鷹野御沙汰に付飼付爲御用享保二年(二百十)西九月我等甚内兩人御當地へ御召下し松下專助殿桑山内匠頭殿ニ被爲召寄源太郎儀者六郷領新井宿村名主惣左衛門所に旅宿致甚内儀者葛西領西小松川村名主甚左衛門所に旅宿致飼付御用相勤可申旨被仰渡候

享保三年四月松下專助殿桑山内匠頭殿御召被仰候者兩人の者共御當地にて飼付御用爲相勤末々者百姓に成し可被指置由に御 上意候間其旨可相心得國本仕廻妻子不殘引越可申由被仰渡候に付兩人の者難有御請仕同年九月伊勢小俣田村家財田地拂妻子不殘御當地へ引越御用相勤申候

一 我等儀御當地へ罷下り飼付御用相勤申候者妻子五人の者自由過合申候程の御田地可下置由被仰付に付享保九年辰四月六郷領の内市之倉村にて高三拾三石餘拂地

有之候に付御鳥見組頭江口文左衛門殿ニ以書付奉願候得共享保十年(二百〇)巳二月二十二日御代官伊奈半左衛門殿我等甚内御召被成半左衛門殿被仰候者此度田地願の旨御尤に被爲 思召候御 上意被仰出候者兩人の者共由緒有之候者の儀に候に付只今迄之通御給金拾五兩三人扶持者永々子孫に至候迄可被下置候由御 上意難有可奉存由伊奈半左衛門殿被仰渡候其上御約束之通勿論御田地も可被下由の御上意伊奈半左衛門殿直に兩人の者へ御申渡被成候以上

第二尋常小學校

| 性別 | 學年 | 尋常科 | | | | | 計 |
|----|----|-----|----|----|----|----|-----|
| | | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | |
| 男 | 二〇 | 一五 | 二〇 | 一九 | 一八 | 一一 | 一〇三 |
| 女 | 二二 | 一三 | 二〇 | 一四 | 八 | 一四 | 九〇 |
| 計 | 四二 | 二八 | 四〇 | 三三 | 二六 | 二五 | 一九三 |

補

遺

六郷用水

(起源) 六郷用水は俗に儀太夫堀と稱せしが、儀太夫とは治太夫の誤りにて、時は文祿年間徳川家康の幕下に小泉治太夫なる者あり、代官役に登用せられ居りしが、同氏は產業方面に志深く、或る時江戸近郷を巡視せられしに、六郷領世田ヶ谷領に入り、稻の發育充分ならざるを見て、水利の乏しさを察し、自ら奮起し幕府に建言して水源を多摩川に求むることゝし、其取入口を定むるに當り先づ北多摩郡府中よりせむとして、夫々調査せしが、同所は地勢の關係上思はしからず、それより一里の下流にて同郡和泉村上野千町耕地下(現在の取入口)より、多摩川の本流を堰入る、最も適當と選定し、直に實測に着手せられ、同所より岩戸境(此間七百六十五間)に至り野川と合し、其れより猪方、喜多見、大藏、鎌田、岡本(以上北多摩郡)瀬田、上野毛、下野毛、小山、等々力、上沼部、嶺の諸村を経て、鵜ノ木、矢口の村界に

て南堀北堀に分水し、南堀は矢口、六郷、羽田方面に流れ、北堀は池上、蒲田、大森、新井宿方面に至り、末流は羽田、大森、不入斗に於て海に注ぐ。即ち六郷領の部分約壹千町歩、世田ヶ領約五百町歩の灌漑に要する計畫にして、此延長壹萬貳千九百間餘あり、堀幅は二間三尺、左右に二間宛の土揚敷を設くること、し、關係地主には無償にて土地を提供せしめ、其代償として六郷領以外の各村に對しては、途中に拾數ヶ所の分水口を設け、平素自由に引水せしめ、旱魃の時に至らば五分止乃至七分止を行ひ、相互に便宜を得るの協議を遂ぐること、し、其他土地關係に就き種々熟議を盡し、愈々開鑿に着手すること、なれり、時に慶長二年（參百參拾年前）にして、當時小泉氏は和泉村常泉院（現今の伊豆神社々司小町氏宅）を事務所本部とし、同氏は同家に宿泊し、測量方法は夜間提燈を照し大木に登り、或は焚火等にて測定を爲せし由、又開鑿中工事抄取らざるに苦心し、特に若き婦人を傭入れ男子十人の中に女子一人の割合に配合して工事を爲さしめしに、爾來意外に進捗し、其間拾有餘間の星霜を経て、苦心經營遂に此大業を成就したり。而して稻毛領、川崎領に

も用水路を開穿し、尙多摩川沿岸に堤防を築き、以て洪水の害を防ぐことを得たり、是れ皆氏の功績にして關係村民の利益實に偉大と謂ふべし。當時將軍家康公は其功を賞し現在の羽田町の内下袋の地を、小泉代官の領地として賜はりたり。

（履歴） 小泉治太夫氏の略歴、氏は諱は吉次、天文拾九年（參百七拾年前）三河國小泉郷に生る。世々今川氏に仕へしが、永祿三年（參百六拾七年前）義元桶狭間の戦敗れ、後ち小泉氏は故ありて天正年間橘樹郡砂子の里（現在川崎市砂子）に移住し、文祿年間徳川家康公に仕へ代官役に登用せられ、麹町飯田町に居住し前項の事業を完成せられ、元和九年亥年十二月八日七十四歳にして永眠せらる。大正天皇御即位の大典を舉行せられたる際、正五位を追贈せられたり。墓地は川崎市砂子日蓮宗妙遠寺に在り。

（水路） 新井宿村不入斗村は、前項に陳べたる如く北堀の末流にして堤方村より分岐（分歧點を俗に八寸と云ふ）し、本流は大森村、蒲田村方面に流れ、支流は千束流れに合して新井宿村に至る、而して一部分は大森耕地に分水し、餘水は不入斗高田

耕地八幡耕地に至り、最後に磐井神社裏より海に注ぐものなれど、旱魃の際は到底不入斗高田、八幡耕地は一滴も通水せざること多く、時には品川用水を大井村より貰ひ引水することありしと云ふ、六郷用水堀開鑿當時新井宿、不入斗兩村にて田地九十町四段壹畝零貳歩(現在にても用水費負擔段別は同様なり)あり、其他の水田は全く天水場にして、旱魃の時は一段歩一石前後を收穫するに過ぎず、然るに六郷用水引用の方面は如何に旱魃と雖、一段歩一石四斗若くは二石位の收穫あり故に六郷用水の爲めに農家は勿論地主の益する所多大なりし。

(管理) 而して六郷用水路の管理は、各村役人或は名主等各村輪番なりしが、其後區長戸長の監督する所となり、明治十一年郡役所の設置せらるゝと同時に郡長の管理に屬してより、各村より約三十名の六郷用水普通水利組合會議員を選舉し、尙互選を以て五名の常設委員を設け、常設委員は平素水路を巡視し、旱魃の時は和泉取入口に出張一般水路の疏通を監督するものにて、何れも七八月の暑中の候なれば容易ならざる役目なり、常設委員の中にて蒲田の故人齋藤徳太郎氏、矢口道塚の後藤

淺次郎氏、入新井の岩井祐太郎氏等の如き、拾數年若くは數拾年間勤續し熱心職務を盡されたる人々なり。大正十五年六月郡役所廢止後は、池上村長小原厚氏監督の任に當られつゝあり。

現在の六郷用水普通水利組合常設委員は、左の五名なり。

| | |
|-------|---------------|
| 入 新 井 | 岩 井 祐 太 郎 |
| 池 上 | 大 山 市 太 郎 |
| 矢 口 | 多 田 小 一 太 郎 |
| 羽 田 | 川 添 金 藏 |
| 六 郷 | 死 亡 小 泉 榮 之 助 |

又各村に内堀用水總代あり、旱魃の際は各村水路に對し時間割を爲し、引水を公平ならしむ。

(用水費) 費用は六郷用水費として現在も猶徵收せられつゝあるが、是れは大部分年々秋期に多摩川本流に非常の増水あり、其際堰止或は取入口を破壊せらるゝ爲め

に修繕を要するもの、或は水路の浚渫等にて、最近の費用割當は一段歩一圓乃至九十錢位を負擔せり、現在宅地にても以前の田地を變換したる土地は、皆費用負擔は免かれざること、なり居れり、又内堀用水費用は旱魃のときは多額の費用を要せることあり、目下は僅少なり。

現今六郷用水路は下水路と變じ、用水は殆ど必要なきが如くにて、先年來屢々廢水の議も起りしが、既往三百數十年繼續し各町村聯合事業なれば、入新井町のみ解約することは出來得ざることなり、乍併各町村皆同様の程度に發展し、田畠を有せざるに於ては廢し得ざることなしと雖も、一面人家稠密するに至らば、出火消防の場合も考へざるべかず、故に今俄に廢水を叫ぶは反て不利益とならむ、大に考慮をする問題なり。

大正十年七月泊江村伊豆美神社々司小町氏外有志の諸氏發企にて、小泉翁の三百年祭（大正十二年十二月相當す）を舉行し、併せて御贈位を其筋へ申請し、以て英靈を慰め事蹟を永遠に傳へんとの計畫なりしが、現代の小泉家にて賛成なく反て不同意

なりし爲め遂に中止せられたる由、洵に遺憾の至りなり、翁の恩典を蒙りたる關係町村民は、泊江村有志と共に大に翁の美德を表彰するの企圖あらむことを望む。

六郷用水路に關する調査は泊江村長石井扇吉氏、石井正義氏、伊豆美神社々司小町氏より寄贈せられたる資料に依る。

桃雲寺

桃雲寺は新井宿字根岸一四八二番地、元と新井宿字大明神にありし宗門不明の龍泉寺と云ふ寺なりしが、檀徒なく管理する者もなく次第に頽破に及びたるに、木原氏の當地を領するに當り、木原氏の五代義久の世に開基し先代桃雲の號を取り曹洞宗桃雲寺と改められたり。又龍泉寺に安置し在りし薬師尊を迎へ、傍に薬師堂を建立せらるゝと共に、木原家の信仰益、厚く、桃雲寺に對し祿高八石三斗面の土地を寄せられし當時より、木原家にて直接管理せられたるも、世の變遷に隨ひ安政年間芝伊皿子大圓寺の住職宮崎印宗の兼務なりしが、同人は其後同寺の住職となり、或

る時施餓鬼と稱し村人及信徒を集め、盛んに饗應して一般の人氣を取り、窩に八石三斗面の土地を賣却して逃走するに至れり。爾來桃雲寺は年を経るに隨ひ、次第に風雨に襲はれ大破に及ぶも、信徒少く維持困難なるを以て、有志相圖り明治十三年八月馬込村萬福寺へ合併し、殘務處理を囑託し本堂は取毀ちて賣却し、土地は平林龍八郎氏に譲渡したるものにて、現在の同氏邸宅内的一部は則ち之れなりと。

木原家の墓碑は萬福寺にあり、是れは元桃雲寺境内にありしものを合併の際、同寺へ移轉せられしものなるべし、合併當時の關係書類は、現在萬福寺に保存しわたり。

藥 師 堂

藥師堂は新井宿中區千四百八十番地にあり、玉塚邸入口通路の右側に當り間口二間半奥行三間の微々たる堂守なり、往古は辰巳向なりしが地形及入口通路の關係等にて、中古未申向に改めたるものなりと。本尊は身の丈け一尺五寸の木像にして釋行基の作とあり。境内敷地は約壹百坪を有し、南隅に古碑あり木原義永の建立にして

其の碑文の中に「堂安藥師佛世傳自鎌倉移焉」とあり、此の碑文の全部は本誌名所及舊蹟の中荒蘭崎の末項にあり。

碑文に依れば木原氏の時代に鎌倉より移されたるものゝ如くなるも、桃雲寺の事蹟に依れば、龍泉寺の新井宿宇大明神に存置の頃、藥師尊も亦龍泉寺に安置しありしたものなりしを、其後木原氏の桃雲寺開基と同時に、藥師尊も同境内に堂宇を新築して之れに遷座したるものなりとあり、何れを信とすべきか詳かならず。

又口碑に傳へらるゝ左の一説あり、記して参考とす。

明應年間(約四百三十年前)現在の善慶寺附近に、不思議にも誰云ふとなく土中に聲ありとて、此處よ彼處と騒ぎ立つるも更に明かならず、或る時墓地に隣れる町田忠右衛門の屋敷裏竹藪の中に聲ありしとて、皆々爰ぞとばかりに掘起したるに佛像現はれたり。洗ひ清めて其佛體を檢すれば、身の丈け一尺五寸木像にて藥師如來の尊體なり、一同驚き評議の上龍泉寺本堂に安置したるに、日々參詣人絶へず、衆人祈願すれば諸病平癒せぬことなく、其の功德を受くるもの非常に多かり

しと云ふ。

其後桃雲寺と同様木原氏の信仰厚く、爾來木原家にて管理する所なりしが、桃雲寺と共に益々衰頼し、遂に堂宇倒壊の悲境に至りしを以て、明治十三年八月桃雲寺に附隨して、馬込村萬福寺に移すこととなりしが、同十七年七月信徒一同協議の上、舊境内地は本郷區元町二丁目山田すゞの所有なりしを買戻し、信徒總代平林逢之助、平林忠左衛門、加藤平十郎、平林半三郎、長谷寺住職萬福寺兼務北越具戒の諸氏より、東京府知事へ元の安置の地に移した旨願出で認可せられたるを以て、直に舊地の堂宇に移轉せられたり。當時信徒總代として加藤龜三郎、皆川兼藏、平林幸藏、白田市左衛門の諸氏、世話人としては加藤平十郎、平林半三郎、平林逢之助諸氏の盡力に依り毎月八日夕刻より善男善女打寄り、和讚或は御詠歌を唱へ、參詣人もまた多數にて、其の日を縁日とし以て今日に至る。現今信徒の總代は加藤龜三郎氏、世話人は平林龍八郎、平林鐵五郎、平林半之助、加藤平太郎、町田久太郎、平林半三郎、平林豊次郎、中村藤吉の諸氏なり。

又同堂に寶物として保存せらるゝものに、元桃雲寺御拜柱に取付けありし木彫の獅子一對、及鎧掛松（鎧掛松のことは天祖神社の項にあり）の枝にて造りたりと言ひ傳へたる大臼一個あり腐朽し居れど臼の形は存せり。

寄
2.11.14
誠

7
D
18

發行所

東京府荏原郡入新井町大字新井宿一、二九〇番地

入新井町誌編纂部

編者兼
發行者
東京府荏原郡入新井町大字新井宿一、二九〇番地
東京市麹町區隼町四番地
印刷者
小林又七

複製不許

昭和二年十月十五日印刷
昭和二年十月二十日發行

(非賣品)

東京府荏原郡入新井町大字新井宿一、五七〇番地

田長藏

岩井和三郎

角田長藏

七

¥ 20,000,-

